

# 民政部の民間資本の養老サービス分野への参入を 奨励及び誘導することに関する実施意見

民発 [2012] 129 号

＜ご利用にあたって＞

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和国事務所

各省・自治区・直轄市民政庁（局）、新疆生産建設兵団民政局：

養老サービスは党と政府が非常に重視し、社会各界が広く関心を寄せ、国民大衆が切実に要望する重要な民生問題であり、わが国が人口高齢化の試練に対応し、民生を保障・改善し、社会管理の刷新が強化されるに伴い、重要な役割を發揮している。民間資本の養老サービス分野への参入の奨励及び誘導は、養老サービス投資主体の多様化を図り、養老サービスの需給関係の矛盾を緩和し、在宅を基礎、コミュニティを拠り所とし、機関を支柱とする社会的養老サービスの構築を加速する上で重要な意義を持つ。「国务院の民間投資の健全な発展を奨励及び誘導することに関する若干の意見」（国発 [2010] 13 号）の主旨を徹底させるため、民政部は目下の養老サービスの現状とも考え合わせ、本実施意見を制定する。

## 1. 民間資本の在宅及びコミュニティ養老サービスへの参入を奨励

- (1) 各種民間資本の政府助成金、サービスの購入、調整と指導、評価認証などの方式による在宅養老サービス分野への参入を奨励する。
- (2) 民間資本が在宅養老サービスの内容を充実させていくように支援し、高齢者のために生活介護、家事サービス、精神的ケア、リハビリテーション看護、家庭のバリアフリー改造、緊急通報、安全援助、社会参加など多方面のサービスを提供していく。
- (3) 民間資本が都市部コミュニティで高齢者デイケアセンター、託老所、「老人の家」、高齢者活動センター等の養老サービス施設を開設することを奨励し、コミュニティの養老サービス拠点のネットワーク化、分布の拡大、コミュニティの養老サービスのアクセシビリティの向上をサポートする。
- (4) 民間資本が農村の在宅及びコミュニティ養老サービスの発展に参画し、出稼ぎによる

留守家庭の高齢者及びその他の介護の必要な高齢者向けにデイケア、短期介護、宅配給食等のサービスを重点的に提供することを奨励する。村民自治組織による農村互助養老モデルを支援する。

## 2. 民間資本の養老機関またはサービス施設の開設を奨励

- (5) 民間資本が高齢者、特にセルフケア能力喪失・半喪失者や高齢者の集中的な介護、看護、リハビリ、娯楽活動に適した養老院、養護院、高齢者マンション、敬老院等の多様な形式の養老機関を開設することを奨励・支援する。
- (6) 民間資本が開設する養老機関またはサービス施設は、開設目的により営利と非営利に区分され、法人登記のタイプは民間非営利団体と企業のどちらにするか自ら選択する。
- (7) 民間資本によって開設された非営利・営利の養老機関またはサービス施設が、市場ニーズに基づきサービス形式とサービス内容を充実させ、高齢者のために多様化した選択可能なサービスを提供することを支援する。
- (8) 民間資本が開設する養老機関の大規模化、ブランディング、ネットワーク化、ネットワーク化を奨励し、その地域を越えた連合と資源の共有をサポートし、遠距離のインタラクティブな養老を発展させることで、ブランド力と比較的強い競争力を持った養老機関の形成を推進していく。
- (9) 民間資本が使われていない病院、工場建屋、商業施設、農村の集合住宅及び各種公営の訓練センター、活動センター、療養所、ホテル、宿泊所などの利用可能な社会資源を統合・改造し、それを養老サービスに利用することを奨励する。
- (10) 「外資系企業投資産業指導目録」の要件に基づき、海外資本が国内に投資して養老機関を設立することを奨励する。国内養老機関に対する既存の税制面の優遇措置が、条件に合致している外国投資家にも同様に適用される。香港・マカオ地区のサービス提供者が本土で非営利養老機関を開設する場合は関連規定に基づき実施する。

## 3. 民間資本の基本的養老サービスへの参入及びその提供を奨励

- (11) 政府が経営するもの、特に新設の養老機関またはサービス施設については、財産権を明確にしたうえで、公開入札によって請負・共同経営・合併・提携などの方式で社会団体、企業または能力のある個人等の民間資本に運営または管理を任せるとを提唱する。
- (12) 民間資本による養老機関が政府の扶養対象者を収容することを奨励し、政府は規定

の規準に基づき生活・医療・介護等の費用を支給する。

- (13) 各級民政部門は政府がサービスを購入するという形で、民間資本が身寄りのない高齢者で政府の扶養対象になっている者、「三無」（訳注：子女・セルフケア能力・収入が無い）、「五保」（訳注：衣・食・住・医療・葬儀の保障）及び低所得の高齢で独居かつセルフケア能力の無い高齢者に対する基本的養老サービスの提供において積極的な役割を果たすように支援しなければならない。

#### **4. 民間資本の高齢者産業への参画を奨励**

- (14) 民間資本の高齢者のための生活サービス・医療/リハビリ・飲食/衣料・栄養/保健・レジャー/旅行・文化/メディア・金融・不動産等の高齢者産業への参画を積極的に支援する。

- (15) 民間資本の高齢者保健、高齢者介護、高齢者リハビリ補助器具、高齢者住宅、高齢者の住みやすいコミュニティ等の商品及びサービス市場の開発を奨励・誘導する。

- (16) 民間資本が各種専門的な養老サービス機関または組織に投資し、政府または社会から委託される形で養老サービスの評価、コンサルテーション、第三者認証等のサービスを提供することを奨励する。

#### **5. 民間資本に対する養老サービス参入優遇政策を徹底**

- (17) 民間資本による養老機関またはサービス施設を経済社会発展計画・都市農村建設計画・土地利用計画・年度土地利用計画に組み入れ、用地を適切に手配し、条件に合致しているものについては、土地充当目録に基づき法律に依り充当する。

- (18) 民間資本による非営利の養老機関またはサービス施設が提供する養老サービスについては、その投資額、建設規模、ベッド数、入居率、カバーしているコミュニティ数、入居者数等に基づき一定の建設補助金または運営補助金を給付する。

- (19) 民間資本による養老機関またはサービス施設が提供する介護サービスに対しては営業税の徴収を免除する。条件に合致している非営利の養老機関またはサービス施設の自家用不動産や土地にかかる固定資産税と都市部土地使用税を免除し、その免税収入は所得税課税所得として計上されない。

- (20) 民間資本による各種養老機関またはサービス施設は、関連規定に従い一般家庭用の電気・水道・ガス・熱供給と同一価格とする。

(21) 民間資本による養老機関またはサービス施設が経営する医療機関で既に営業許可証を取得し、都市部従業員（住民）基本医療保険または新型農村合作医療保険指定機関の申請しているものについては、審査合格後に指定範囲に組み入れる。

(22) 民間資本による非営利の養老機関またはサービス施設が提供する養老サービスの価格は政府指導価格とする。営利の養老機関が提供するサービスは、その提供するサービスの質により企業が自ら価格を決定する。

(23) 社会が民間資本による非営利の養老機関に寄付をし、規定に基づき税制優遇策を享受するように奨励する。

## 6. 民間資本が養老サービス分野に参入する際の資金支援を拡大

(24) 養老サービスの長期投資メカニズムと動態保障メカニズムの確立に努め、民間資本が養老サービス分野に参入する際の財政支援を増やしていく。

(25) 様々な形式の特別投資を設けて、民間資本の養老サービス分野への参入を奨励・促進する。中央特別補助資金によって社会的な養老サービスシステムの構築を支援していくに当たっては、民間資本が経営またはマネジメントに参画する養老機関を資金援助の対象に組み入れなければならない。

(26) 各級民政部門の福祉宝くじ公益金の毎年の保留部分については、50%を下回らない比率で社会的養老サービスシステムの構築のために使い、民間資本が提供する養老サービスに対する支援を絶えず強化していく。

(27) 金融機関が金融商品及びサービス方式の刷新作業を加速するように奨励し、信用貸付種類の刷新、信用貸付への投入の強化、融資条件の緩和、抵当担保範囲の拡大等の方法で民間資本の養老サービス分野参入時の金融支援を強化する。

## 7. 民間資本が養老サービス分野に参入する際の指導規範を強化

(28) 養老サービス関連の法律・法規・政策を整備し、養老サービスの監督管理を強化し、民間資本の養老サービス分野への参入を推進するために公な市場環境を構築する。

(29) 養老サービス資格認証、建築施設、人員配備、分類管理、安全衛生、等級評定などの規準を制定し、養老サービスのニーズと品質に関する評価制度を確立し、各レベル・各タイプの養老サービス基準を徹底させ、民間資本の養老サービス提供行為の標準化を図

る。

(30) 養老サービス従事者に対し職業道德の確立、専門技能研修及び職業資格検定を展開し、法意識・責任感・業務水準を高め、院長の就任前研修及び養老介護員の資格制度を推進し、民間資本によって提供される養老サービスの品質及びレベルの向上を図る。

(31) 民間資本による養老機関またはサービス施設が管理サービスを強化するように指導し、規則制度を整備し、安全責任を徹底させ、安全で健全かつ秩序ある発展を実現する。

(32) 養老サービス業の業界団体を育成・発展させ、その業界自主規制、監督評価及び連絡調整等の面における役割を発揮させ、民間資本投資主体の業界自主規制と自らの合法的権益の擁護を促す。

(33) 地方の各級民政部門はマクロ管理、業界規範及び業務指導の職能を十分に発揮し、より適切かつ効果的な措置を講じて、民間資本の養老サービス分野への参入を奨励・促進する。業務を行う過程で発生した困難と問題点については、速やかに民政部に報告されたい。

2012年7月24日

民政部

原文リンク：

<http://fss.mca.gov.cn/article/zcwj/201207/20120700336902.shtml>